

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部改正について

1 背 景

缶・ビン、古紙類などの資源物の持ち去り行為は、市民の協力のもと進めているごみの減量や分別意識の低下を招き、適正処理・リサイクルの推進に影響を及ぼすおそれがあるとともに、騒音やごみの散乱、不法投棄、敷地への無断侵入などの原因になることから近隣住民への迷惑行為となっている現状がある。

これに対し市では、市民等が資源物を出す際に、収集先の契約業者を明記した「持ち去り厳禁」の貼り紙を当該資源物に添付していただくよう啓発を行ってきたが、持ち去り事案自体はなくならず、令和6年3月には、和泉市町会連合会から「資源ごみ持ち去り禁止条例の制定に関する要望書」が市に提出され、より効果的な対策が求められた。

一方で、市では、大阪府内の自治体の条例制定状況の調査に加え、ごみ減量等推進員や再資源化奨励金登録団体への資源ごみの持ち去り行為にかかるアンケート調査を実施するとともに、貼り紙の効果検証のため一部の町会・自治会の協力のもとモニタリング調査を実施した。

これらの結果をまとめ、和泉市ごみ減量等推進審議会に報告し、ご議論いただいたところ、「資源ごみ持ち去り禁止条例」の制定に関して概ね肯定的な意見が得られた。

2 趣 旨

市及び市から受託した者並びに住民団体から集団回収を受託した者以外の者による資源物の持ち去り行為を禁止することにより適正なリサイクルの推進を図る。

3 主な改正の内容

- ・収集又は運搬の禁止の条項を追加

紙類、缶・ビン類等の資源物の収集又は運搬の禁止を規定

- ・指導及び勧告、命令、公表の条項を追加

条例の規定に違反したものについては、是正するよう指導、勧告し、その勧告に従わない場合は従うよう命令し、その命令に従わない場合はその行為者を公表することを規定

4 施 行

条例案が可決されたのち速やかに施行

5 今後のスケジュール（予定）

- ・令和8年1月初旬～ パブリックコメント実施（1ヶ月間）
- ・令和8年第1回定期例会で条例案を提出予定